

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 一覧表

【八潮市都市デザイン部開発建築課】

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

建築物の種別		住戸の戸数 ・ 床面積	適合証の提出あり	適合証の提出なし
一戸建て住宅		1戸	5,000円	38,000円
共同住宅 ・ 併用住宅 等	住戸部分	1戸	5,000円	38,000円
		1戸超 ～5戸以内	10,000円	66,000円
		5戸超 ～10戸以内	18,000円	96,000円
	住戸部分を 除く部分	300㎡以内	10,000円	—
		300㎡超 ～500㎡以内	31,000円	—
	共同住宅の 共用部分	100㎡以内	—	111,000円
	住宅用途を 除く部分	300㎡以内	—	250,000円
		300㎡超 ～500㎡以内	—	412,000円
非住宅		300㎡以内	10,000円	250,000円
		300㎡超 ～500㎡以内	31,000円	412,000円

- ※1 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画が法律の定める基準に適合していることを示す書類であって、登録住宅性能評価機関等が作成したものをいう。
- 2 複合建築物の場合は、それぞれの額を加算する。
 - 3 建築確認の申出を伴う場合は、確認申請手数料を加算する。

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

- (1) による額に2分の1を乗じた額（建築確認の申出を伴う場合は、確認申請手数料を加算する。）